

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)	
地域名 (地域内農業集落名)	中央(北) (朝日、栄町、梶橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備が完了しているところについては、認定農業者と地元農業法人にある程度集約させているが、それ以外(亀塚古墳周辺)については、農道及びほ場が狭いことから作業効率が悪い。  
 当地区は個人農業者が多く耕作している地区だが、農業者によっては後継者が育っていない。農業に係る経費が年々高騰し、「子供に農業を継がせたい」という継承の意思がない者もあり、担い手確保、後継者育成も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区では、規模拡大志向を有する個別経営体(認定農業者)が中心となり、岩沼北部地区のほ場整備を契機として農地を集積し、水稻の作付を中心に地域農業を支えていく。  
 また、認定農業者以外でも地域農業の維持・発展に関心を有する農業者が存在することから、地域での話し合いを基に今後も集積を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

朝日、栄町、梶橋地区を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めながら、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備完了。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの侵入防止対策とし、電気柵を設置している。
- ②みやぎ環境保全米に関する取組を行っている。また、籾殻を田に戻し敷き均し、緑肥として耕起している。
- ⑦農地の適切な保全管理。